

【主な質疑項目】

1. TPPに関する各国との協議と今後の判断等について
2. 食品の放射性物質の新基準値の設定について
3. たばこの禁煙対策について

○山田俊男君

自由民主党の山田俊男であります。残念ながらその席が空いていまして、総理がおいでにならないというのは残念でありますけれど、しかし、それぞれ閣僚、顔を見ますと、いつ総理になってもいいという覚悟の皆さんでありますから、ちゃんとその決意で臨んでいただきたい、こんなふうに思います。

さて、本日はNHKの報道がなかったのは残念でもありますが、しかし、ちょうどよかったんじゃないかというふうに思います。昨日のNHKの九時のニュースの報道は余りにもひどかったというふうに思います。どこかから独自に手に入れた資料というふうに言いながら、冒頭からNHKの批判をせざるを得ないわけでありますけれど、一年前か二年前の古い資料を持ち出して、米国は日本の煮え切らない姿勢にいら立ちを示しているというふうに言って、そして野田総理の訪米によるTPP交渉参加の判断を急ぐようあおっているわけであります。玄葉大臣、NHKに言わせたのですか。

○国務大臣（玄葉光一郎君）

そういうことは絶対にございませぬ。

○山田俊男君

委員長、キャスターの大越さんがワシントンに行きまして、その上でさらに、現地のワシントンの記者から、連休に訪米して、日本の覚悟のほどを見たいと、米国は、野田総理は正しいことを主張し、実行力のあつた人だと評価しているとまで言わせているわけですね。どうですか、つい数日前からどうも連休中に総理は訪米するんじゃないかという情報が伝わってきたんですが、その日程はもう確定しているんですか。

○国務大臣（玄葉光一郎君）

先ほど猪口先生の質問にもお答えしたんですけれども、連休含めて訪米を考えているところでございます。

○山田俊男君

ともかく、いら立ちを隠さないでいるなんていうことをそれこそ言わせる、とんでもない報道でありまして、それも資料が、古い資料を持ち出して、いかにも新しく手に入れたような顔をしてそれで言わせている、とんでもない判断であります。私も訪米しましたが、しかし、その際言っているのは、議会人であったって、TPPはオバマの貿易政策でしかない、我々は知らないよと、そう言った上で、さらには、日本に対して聖域なき関税撤廃を求めているということ、信じられないと、我々だって大変大事な、関税撤廃できない作物を抱えているんだよ、こう言っているわけですからね。

これ、極めてNHKの報道は一方的だというふうに言わざるを得ないわけで、二晩、今晚もやるというふうにありますから、きちっとNHKはバランスを取ってやってくれということをお願いしておきたいというふうに思います。どうぞ外務大臣、大変気を付けていただきたい、こんなふうに思います。

さて、こういう雰囲気は前からどうもあったようで、三月の二日の日に、在日米国商工会議所が主催するビジネスサミットに行きまして、そこで総理は挨拶されているんです。日米同盟は世界の安定と繁栄のための公共財だ。私は、これは基本的には賛成です。その後が良くない。特に経済面では、この地域の更なる成長の実現やFTAAPの形成に向け、日本は米国と緊密に協力し、ルールメイキングにおいて主導的な役割を果たしていきます。現在、日本は米国や他の国々とのTPP交渉参加に向けた協議を進めており、私は、これらの協議に対する米国の官民、各界の御理解と御協力をいただきたいと思います。米国と手を取り合い、開かれた自由なアジア太平洋地域の要であり続けるよう引き続き努力をしていきますと挨拶されているんです。

もう、この予算委員会でも議論になっていますビートルズのポール・マッカートニー、ジョン・レノン、これ二人で共演するみたいな話と全く同じだ。もうその雰囲気でおいでになるわけですが、原稿を一体これはどなたが、どこの省庁が書いたんですかね、外務大臣。

○国務大臣（玄葉光一郎君）

外務省でございます。

○山田俊男君

枝野経産大臣、あなたもこのビジネスサミットに行っておられるわけ

でありますけれども、その際、今申し上げたような独立国の総理として余りにへりくだった対応だというふうにお思いになりませんか。

○国務大臣（枝野幸男君）

直接、総理の御発言をお聞きをしておりませんし、前後の文脈や全体の雰囲気分かりませんので、何ともお答えしようがありません。

〔委員長退席、理事川上義博君着席〕

○山田俊男君

TPPについては、そもそもオバマ大統領から最初申入れがあって、それに菅総理が乗ったというふうに一般的に言われているわけです。しかし、その後の姿勢として、野田総理ないしは野田政権は、情報を得て国民的議論を行い結論を得る、センシティブ品目に配慮し、国益を踏まえ取り組むというふうに整理していたはずであります。全く、今のこのような姿勢は、国民的議論を忘れて、そしてただ交渉参加に向けて妥協に妥協を重ねるような姿勢として受け止めているんですが、いかがですか、玄葉大臣。

○国務大臣（玄葉光一郎君）

今おっしゃいましたように、関係国との協議に入ると、こういうことでございます。最終的に国益を踏まえて結論を出す。先ほど、例えば米国の官民に理解と協力というのは、まさに関係国との協議に入っている、そういう米国の今情報も収集をしている、理解と協力がどのくらい得られるか、そういうことも全て含めて最終的に国益をもって判断をする、結論を得るということをそこは言っているにすぎないというふうに思います。

○山田俊男君

古川大臣、今、全国各地でシンポジウムがなされているわけですが、政府はきちっと情報を示すことになっているんですか、お聞きします。

○国務大臣（古川元久君）

三月まで全国九か所で全国地方新聞社連合会等が主催したシンポジウム、参加をさせていただいておりましたが、政府の方で。これについては、これまで得ている情報についてできるだけ中立公正な形で情報提

供に努めてきたところでございます。

○山田俊男君

国民皆保険の制度について大変懸念があるわけですが、これについては、古川大臣、どんなふうにシンポジウムでおっしゃっているんですか。

○国務大臣（古川元久君）

国民皆保険については、これは総理の方からも、これはしっかり最初に断固として守っていくということをきちんとこれもお伝えもさせていただいております。また、実際にこの国民皆保険については、これはアメリカ側の方からも、アメリカから他国に求めているわけでもないし、そうしたものを求めるつもりもないと、そういう発言も出ていると、そのこともお伝えをさせていただいております。

○山田俊男君

古川大臣、米国のUSTRの関係者が、TPPはどういうものかを見るときには韓米FTAをどうぞ御覧くださいというふうに発言があったということについては御存じですか。

○国務大臣（古川元久君）

そういう話があったということは承知をいたしております。

○山田俊男君

とすると、今の国民皆保険の仕組みにつきましても、韓米FTAの実情を見ると、韓国の国民全体が心配しているわけですね。我々が見ても、自由診療のそれこそ病院を特区に建設するという話になったら、これはまさしく国民皆保険に影響を与えるじゃないですか。シンポジウムの説明は必ずしも不十分だったんでしょう、そうじゃありませんか。

○国務大臣（古川元久君）

今得ておる情報についてはきちんとお伝えしておりますので、不正確だというふうには考えておりません。

○山田俊男君

鹿野大臣、GMOの食品の表示問題についても議論が出ていまして、これについては議論の対象外だといって古川大臣答弁されているんです。

そういう整理でいいんですか。

○国務大臣（鹿野道彦君）

あらゆる問題、遺伝子組換えのことについてもこれは議論をしていかなきゃならないと、こう思っております。

○山田俊男君

そうです。鹿野大臣、よく御存じのとおりで、T P Pの交渉の中においては、九か国との間ではそんな議論していませんよとってアメリカが言うかもしらぬ。しかし、現にアメリカから様々な形で、対日年次改革要望書だったり、さらには貿易障壁の報告書であったり、様々な形がもう既に日本に来ているじゃないですか。そういう課題も抱えているということは、これは古川大臣、御存じなんじゃないんですか。

○国務大臣（古川元久君）

T P Pについての今までの、今現在三か国の中でどういう協議が行われているか、それについての情報を収集して、収集できた情報を、できるものはきちんとお示しをしていくということをやっているわけでございます。その中で、T P Pの交渉の中で、現在のところ、そうした遺伝子組換えの食品の問題が議論されていることはない、という情報は得ておりますので、そうした状況をお伝えをさせていただいているということでございます。

○山田俊男君

鹿野大臣、もう一度聞きます。今のような古川大臣の言いぶりで、本当にみんなが心配しているG M O食品の表示問題、そういう整理でいいんですか。

○国務大臣（鹿野道彦君）

遺伝子組換えの問題についてアメリカ側から言及されるということでもありますならば、当然いろいろそのことについてはこの議論をしていかなきゃならないと、こういうことだと思います。

○山田俊男君

もう様々な形で日本にその要求が来ているわけですから、T P Pの交渉と、それと二国間の交渉が様々な形で入り交ざって要望が来ていると

いうことをちゃんと御存じのはずなんです、外務大臣、いかがですか。そういうことでしょう。

○国務大臣（玄葉光一郎君）

米国については、今、山田委員がおっしゃったとおり、もうTPPの前の話、以前に、ずっと日米経済調和对話とか、その前はまた構造協議だ、もう様々この間不断にあるというふうに申し上げてもよいのではないかとこの間というふうに思います。

○山田俊男君

民主党のプロジェクトチームで今様々な議論があつて、党内の意見集約をするという動きがあるやに聞いているんですが、これは古川大臣、よろしいですか。

○国務大臣（古川元久君）

今、党の経済連携PTにおきまして様々な議論が行われている、私ども政府としてもこれまで得た情報を適時適切にこちらのPTの方にお示しをさせていただいていると、そういうところであることは承知をいたしております。

○山田俊男君

どうもそこでの議論で、党の意見を集約するのと、更にそのことを政府の態度決定にするかどうかについては別の問題だという議論がなされているやに聞いているんですが、その点についてはいかがですか。

○国務大臣（古川元久君）

これは、PTにおきまして、党の方のPT座長代理であります櫻井議員の方から、交渉の参加の是非について党の意見集約を行うが、交渉事への参加について党が政府を拘束することはできないルールとなると、そうした旨の発言があったことは承知をいたしております。

○山田俊男君

玄葉大臣、前内閣のときに玄葉大臣は国家戦略大臣と政調会長を兼務されていたんですね。政府と党は一体運営だということで整理されていたんじゃないんですか。おかしくないですか、今の整理は。

○国務大臣（玄葉光一郎君）

今、政府・与党の政策決定システムは、試行錯誤をしている状況です。それはつまり、政権交代をしたときには、つまりスピーディーな意思決定という面と二元構造になってしまうのではないかという面と考慮して、政策調査会すら実はなくなると、こういう経緯があります。それではいけないのではないかということで、菅内閣のときに私が、今おっしゃっていただいたように兼任する形で、言わばスピーディーな意思決定と二元構造を一元化するということを担保したと。

ただ、これはもう兼任って本当に大変でございまして、ねじれという状況もございまして、三党協議だ云々ということもございまして、今回のような改めて事前審査をすると。ただ、今私はなかなか厳しい質問だなと思いながら聞いておりましたけれども、多分、私の推測では、今の政策意思決定の仕組みは、法案、予算については政調が事前審査をすると、こういうことなのではないかというふうに思っています。

○山田俊男君

そうすると、TPPの問題は事前審査の対象じゃないという整理なんですか。

○国務大臣（玄葉光一郎君）

今おっしゃっていただいたようなことの下で、恐らく櫻井座長が、座長代理ですかね、そういう発言をされたのではないかというふうに推測いたします。

○山田俊男君

議会制民主主義を取っているわけですから、だからこの点については党の意見があるということであれば、その党の意見をどう政府・与党の政策に反映するかというのは当然のことなわけでしょう。それじゃなきゃ、また、選挙で党がマニフェストを掲げていても、そのマニフェストは作った政府に影響を与えないんだみたいな話になったらとんでもない話になるじゃないですか。TPPは、当然のこと、党内の意見集約した上で政府に反映するということがいいですね。

○国務大臣（古川元久君）

先ほど玄葉大臣からお答えをさせていただきましたように、党の事前審査、これがよくされるのは法案とか予算であるということでございま

す。そういった意味では、この経済連携の、これまさに行政府として条約の交渉に入るか入らないかという話でありますので、そういった意味では、それは党の事前審査が必要なものではありません。

しかし、このTPPの問題については、これは昨年この民主党の経済連携PTの提言をいただいた上で、その上で野田総理が熟慮して、また政府・民主三役会議を断続的に行い、さらには関係閣僚とも断続的協議を行った結果として、昨年十一月十一日に野田総理が記者会見において、TPP交渉参加に向けて関係国との協議を開始し、各国が我が国に求めるについて更なる情報収集に努め、十分な国民的な議論を経た上で、あくまで国益の視点に立ってTPPについての結論を得ていくとの方針を打ち出したところでございます。そういった意味では、政府は与党の意見には今までもしっかり耳を傾けてまいりましたし、今後とも、まさに今も経済連携PTでお話を伺っているのも、まさにそういった意味で党の様々な意見を伺っていくということでございますので、そういった意味では、党の意見は意見として私どもも真摯に伺ってまいりたいというふうに考えております。

○山田俊男君

そうすると、党の議論を踏まえて、そして関係閣僚会議なのか閣議なのか、政府は一定の方針を決めるというふうに考えていいんですね。

○国務大臣（古川元久君）

これは、党の御意見は参考には当然させていただいて、そういったものも含めて最終的には政府として判断をさせていただくということになるかと思えます。

○山田俊男君

いや、政府として参考にするというのはいいんですが、関係閣僚会議という組織ありますよね。そこで議論するんですか、しないんですか。

○国務大臣（古川元久君）

今までもこの経済連携、特にTPPに関しましては、TPP交渉参加に向けた関係国との協議に関する関係閣僚会合というものを設置をいたしております、その下でまた幹事会、副大臣クラスです、幹事会も設けて、必要に応じて開催をいたしております。したがって、今後、これの推移に応じて適時適切にこうした政治レベルの会合を開催をして、

最終的な判断をしてまいりたいというふうに考えております。

○山田俊男君

今、最終的な判断をしていきたいというふうにおっしゃいましたが、関係閣僚会議開いて、そして交渉に参加するなら交渉に参加する、交渉に参加しないなら交渉に参加しないという判断をちゃんと決めていくという理解でいいんですね。

○国務大臣（古川元久君）

最終的にはそうなるかと思えます。

○山田俊男君

鹿野大臣、鹿野大臣と農林水産委員会で三月の二十二日の日にやり取りをさせてもらったわけではありますが、あのときも、今は協議しているだけであって交渉に入っているわけじゃない、交渉に入ることになれば、当然のこと、しかるべく関係閣僚会議を含めた決議が必要になるというふうに答弁されていたわけですが、その点でいいですね。確認します。

○国務大臣（鹿野道彦君）

まさしく、関係閣僚会議においていわゆる必要な議論がなされて、そして政府としての考え方を示していくということだと、こういう認識を持っております。

○山田俊男君

玄葉大臣、ちょっと見ていましたら首を振っておられたんですが、どうですか、異論があるんですか、おっしゃってください。

○国務大臣（玄葉光一郎君）

いや、結局、結論から申し上げますと、恐らくまだ正式に決まっていないうことだと思うんです。つまり、法定上、閣議決定するということではないですよ、法定上ですね。どういう形でその意思決定をするか。例えば日本とカナダの、例えばですよ、EPA交渉に入る入らないというときに、じゃ、どういう手続が必要かというのは、実は必ずしも何か定まっているわけではないと。そういう意味でどうなのかなと、ちょっとそういう意味でそういうしぐさをしたというだけであって、今、

鹿野先生がおっしゃったような関係閣僚会議が開かれるというのは、これは適時適切に開かれるものだろうというふうに思っています。

○山田俊男君

これ物すごく大事なところでありますので、今三人の閣僚からちゃんとやると、適時適切に会議を開くということでもありますので、ちゃんと覚えておきますからね、やってください。さて、もう一つは、その際、判断基準が当然求められるんです。その判断基準をどういう判断基準にするのかということについては議論が進んでいるんですか、進んでいないんですか。これは古川大臣。

○国務大臣（古川元久君）

これは、判断基準というのは今、これまで様々な情報も得てきております。そうした様々な情報を総合的に勘案して、国益の視点に立って判断をするということになるかと思いますが、基本的なところは、これは総理が昨年十一月の記者会見において申し上げた、世界における日本の医療制度、日本の伝統文化、美しい農村、そうしたものは断固として守り抜き、分厚い中間層によって支えられる安定した社会の再構築を実現する、それと同時に、貿易立国として今日までの繁栄を築き上げてきた我が国が、現在の豊かさを次世代に引き継ぎ、活力ある社会を発展させていくために、アジア太平洋地域の成長力を取り入れていくと述べられた。まさに、こうした我が国の在り方を実現をすることができるかどうかと、そうした点に立ってT P Pについての結論を得ていく方針でございます。

○山田俊男君

今の古川大臣の言いぶりで考えますと、何でもありということになっちゃうんですよ。それじゃ聞きますけれども、農産物を始めとする多くの関税撤廃が課題になる品目について、じゃ、どこでそれを読むんですか。

○国務大臣（古川元久君）

関税品目については、このT P P協定におきましては基本的に全ての関税を十年以内に撤廃することが原則になるとされておりますが、これ、今までの情報収集の中でも明らかになってきたのは、最終的に即時撤廃がどの程度になるかとか、段階的にはどれくらいの時間を掛けて撤廃す

るのか、また、関税撤廃の例外がどの程度認められるかと、こうした点については現時点では明らかでないということが今までの情報収集で明らかになっております。そういった意味では、私どもとしては、これ、まさにこうした状況を踏まえて、我が国にとって勝ち取るべきものはきちんと勝ち取る、そして政府として国益を最大限実現するために努力していくと、そうした視点で考えてまいりたいと思っております。

○山田俊男君

そうすると、聖域なき関税撤廃ということについて言われているわけですが、関税撤廃品目等について、センシティブな品目に配慮するという場合のセンシティブな品目の配慮ということについて、具体的な中身について、一切議論も判断基準も示さないという態度ですか。

○国務大臣（古川元久君）

今申し上げましたけれども、これはまだ今のTPP交渉の中でどういうものがどういう形になるかというのは非常にはっきりしていないところであります。我が国においては、これは仮に交渉に参加する場合には全ての品目をテーブルに置くことを、センシティブ品目に配慮しつつ置くことを前提としますけれども、それはまさに交渉の中で、本当に守っていくものは守っていく、そうした交渉を行っていくという判断で考えていくべき問題だというふうに思っております。

○山田俊男君

韓米FTAで米が除外品目にできたというのは、交渉の合意の一週間前から二週間前だと言われているんですよ。一体、基準をちゃんと定めなくて交渉して、どこかへのめり込んでしまうことになるんじゃないですか。玄葉大臣、どんなふうにお考えになります、交渉する立場として。

○国務大臣（古川元久君）

これは外交交渉でありますので、今から何をどうするかって、これは手のうちを見せてやるべきものではないと思っておりますけれども、繰り返し申し上げますけれども、協議に際しては、これはやはり守るべきものを守って、勝ち取るべきは勝ち取る、そうした観点で、政府としては仮に交渉に参加する場合は協議に入っていくということになろうかと思っております。

○山田俊男君

それじゃやっぱり交渉にならないんですよ。鹿野大臣、この問題は極めて重要な話なんですけど、どんなふうにお考えになりますか。

○国務大臣（鹿野道彦君）

我が政府といたしましては、協議に先立ってその条件を言わばこうですということをしてやるというふうなそういう考え方でなしに、関係各国がどういうことを我が国に求めてくるかというふうなことをしっかりと把握をして、そして議論をしながらどうするかということを決めていくという、そういう考え方に立っているということでございます。

○山田俊男君

そうすると、そのレベルからしますと、そのレベル、その考え方からすると、今、一定の方針を出す、判断基準を示す、そういう段階じゃありませんね、到底、今の鹿野大臣のお話からすると。

○国務大臣（鹿野道彦君）

私の認識といたしましては、言わばニュージーランド、オーストラリアもまだ具体的な形でこうだというふうなことは申されていない。そして、アメリカにおきましては、パブリックコメントを掛けて、それに対してどういうふうなことを日本に対して言ってくるかというふうなことについては分析をして、そして時間を少々掛かるけれども分析をしながら、我が国に対して何を求めるか等々言うというようなことの方針を示されておるということでありますから、まだそういう段階ではないと思っております。

○山田俊男君

玄葉大臣、今の鹿野大臣のお話、進行状況についての御判断、踏まえてみると、この四月の連休、五月の連休に総理が行って、NHKが言っているみたいに、TPP交渉参加の判断を持ってくるみたいな話はありませんね。どうですか。

○国務大臣（玄葉光一郎君）

最終的な交渉に参加をしないかというその意思の決定、言わば結論を得ていくというのは、時期も含めて、総理も含めて関係閣僚で相談をしなければならないと、そういうふうに思っております。

○山田俊男君

枝野大臣、大臣はちょっとこれは別の話かななんて聞いておられるかもしれないですが、鉱工業製品についても聖域なき関税撤廃で本当に困る品目があるのは御存じですか。

○国務大臣（枝野幸男君）

逆にアメリカ側にもあるようでございます。

○山田俊男君

とすると、そういう情報をしっかり得て、その上での確な判断基準を持って臨まなきゃいかぬということではないんですよね。枝野大臣、もう一回聞きます。

○国務大臣（枝野幸男君）

しっかりと国益を守る、あるいは国益のためにプラスになるというようなことが関係閣僚等の間で一致ができるということが必要だと思っております。

○山田俊男君

そうしますと、玄葉大臣、お聞きしますが、四月に総理が、桜の件もあるでしょうが、行きますよ。NHKが言うように、場合によったら交渉参加を持ってきますよというような状況、さらには党が一定の意見集約しますよというような流れの中でこの一か月、物事が進むというふうには考えられませんね。それでいいですね。

○国務大臣（玄葉光一郎君）

これは、本当に私の一存でここで申し上げるわけにはいかなくて、まさに関係閣僚でしっかり相談をして、時期も含めて判断をしなければいけないというふうに思っております。

○山田俊男君

自民党が、お手元にお配りしましたが、聖域なき関税撤廃を前提にする限りは交渉参加反対という明確な基準を出しているんですが、この基準について、古川大臣、どんなふうに受け止めておられますか。

〔理事川上義博君退席、委員長着席〕

○国務大臣（古川元久君）

自民党さんの基準については、明確というお話がございましたけれども、私どもとしては、例えばアジア太平洋地域の重要性に関する認識であるとか、幅広い国々との経済連携の着実な推進の必要性であるとか、国民皆保険制度を守るといった考え方など、我々と認識を同じくする部分もあるというふうに考えております。そして、御指摘いただいたようなところについても、私どもとしても、それは考え方において、これは国益を守っていくというところでは軌を一にしているところもあるのではないかなというふうに思っております。

○山田俊男君

有力な野党の決定であります。消費税の問題も含めて、今後の国会運営を含めまして、きちっといろんな形で、どんなふうに連携していくのかというのが議論になるわけですから、この問題をおろそかにしないようにしっかり踏まえてもらいたい、こんなふうにお願いします。

さて、小宮山大臣、大変遅くなりまして済みませんでした。放射線審議会において様々な議論があったんですが、この新しい基準値についての大臣の、改めまして、何度も答弁されていると思いますが、お考えをお聞きします。

○国務大臣（小宮山洋子君）

食品の基準値につきましては、事故後、暫定の基準値を設けていましたけれども、今、事故を受けた後の長期的な状況に対応するという意味で、今回新しい基準値を、一つは、食品の国際規格を作成しているコーデックス委員会の指標で年間一ミリシーベルトを超えないように設定をされているということ、また、これは農水省さんなどとも協力をしてモニタリング検査の結果、多くの食品からの検出濃度が時間の経過とともに相当程度低下傾向にある、こうしたことから、より一層安全、さらに安心していただくという観点から、これまで暫定規制値で許容していた年間線量五ミリシーベルトから年間一ミリシーベルトに基づく基準値に引き下げたもので、この年間一ミリシーベルトにすること自体につきましては、御指摘の放射線審議会でも異論はありませんでした。

一方、放射線審議会では汚染割合などについて附帯意見がありました。これは、コーデックス委員会でも放射性物質だけは汚染地域からの食品の占有率という考え方が取り入れられているということから、日本の食料自給率、二〇一〇年度カロリーベースで三九%、二〇一五年度ま

で四五％を目標としているということ、それからまた、これまでの暫定規制値でも汚染割合を五〇％としていたこと、こうしたことから、流通する食品の汚染割合を五〇％と設定をして、一般食品の基準値百ベクレルを計算をいたしました。

また、乳児用食品につきましては、食品安全委員会の食品健康影響評価、これで小児の期間は感受性が高い可能性があること、また流通する食品のほとんどが国産品であることも踏まえまして、汚染割合を一〇〇％として、一般食品の半分の五十ベクレルを基準値といたしました。

○山田俊男君

大臣にお聞きします。この百にお決めになった、さらには乳幼児については五十ということでありませうけれども、これは平時のものなのか、それとも、我が国に昨年こうした形で原発の爆発があったということ踏まえたものなんですか、どちらなんですか。

○国務大臣（小宮山洋子君）

これは、やはり昨年爆発があったということ踏まえまして、ですから、申し上げたように、コーデックス委員会などでも放射性物質に関してはその地域からの汚染割合を考慮しているということで考えたものでございます。

○山田俊男君

それにしましても、ヨーロッパの基準やコーデックスの基準、一般食品に比べてもヨーロッパでは千二百五十ベクレル、コーデックスでも千ベクレルですね。これに比べて、百ないしは乳幼児の五十なんというのは物すごい低い数字ですね。これ、昨年の事故起こったことを踏まえた数字なんですか。

○国務大臣（小宮山洋子君）

これは、事故を踏まえたとして申し上げましたのは、例えば汚染割合、EUと比較しますと、EUが一〇％に対して日本では五〇％で算出をしているということ、それから、食品摂取量が違いまして、EUは成人の年間の食品摂取量である五百キログラム・パー年を基に計算していますけれども、日本は男女別、年齢、年代別の食品摂取量を確認した結果、最も摂取量が多かった十三から十八歳の男性の年間食品摂取量を考慮して

七百四十八・八キログラム・パー年を採用している、また、セシウム以外の核種の考慮ということについて、EUは放射性セシウムだけで基準値を計算していますが、日本の場合はセシウム以外の核種も含めて一ミリシーベルトを超えないようにしているというような違いがございます。

○山田俊男君

ヨーロッパは、先ほども言いましたが、それでも千二百五十ですよ。日本は百ですよ、事故が起こったことを踏まえて。大臣おっしゃいますが、何でヨーロッパは千二百五十で、日本は百なんですか。相変わらず分からないです。

○国務大臣（小宮山洋子君）

今申し上げた中にもありますけれども、EUは成人の年間の食品摂取量を基にしています。ただ、日本の場合は、特にこれまでの基準でも安全であるということもしっかりお伝えをした上で、特にお子さんをお持ちの保護者の方などから特に子供のことの安心をというお声もあったので、安全に加えて安心をしていただくために、ただ現実的に、先ほど申し上げたように、農水省ともいろいろ協議をする中で、放射線の線量が低下をしている現状の中から、この基準でやってもほとんどの農作物には影響がないという中でこういう基準を安全プラス安心ということで作らせていただいて、このことの意味合いは、今もやっておりますけれども、しっかりと皆さんに情報をお伝えしていきたいと考えています。

○山田俊男君

ヨーロッパの千二百五十ベクレルに、じゃ子供の基準はあるんですか。子供や幼児の基準です。

○国務大臣（小宮山洋子君）

牛乳などにつきましては子供の基準というのがございますが、食品については、先ほど申し上げたように、成人の男性の年間の摂取量でやっているのです、ないかと思えます。

○山田俊男君

いずれにしても、大臣のおっしゃるその安心というところについて、一体基準は何なんですかね。ヨーロッパの二十分の一という数字が安心なんですか。

○国務大臣（小宮山洋子君）

ちょっと先ほど牛乳などと申し上げましたけれども、ヨーロッパも乳幼児の食品については子供の基準を設けています。お尋ねの点でございますけれども、安心ということについて、先ほどから申し上げているように、今回、感受性が高いということやら皆様に安心をしていただきたいということで年齢構成を、特に子供の方に細分化をして年齢構成を分けまして、そういう中で、一番摂取量の多い先ほども申し上げた十三歳から十八歳の男性の摂取量、だから、一番取るとしても大丈夫な範囲ということで、安全の上に安全を考え合わせて安心もしていただくという基準だということでございます。

○山田俊男君

安全であることにこしたことはないわけですから、私が安全でなくていいんだなんという話はなかなか言えないんです。そんなことは言えない。だから、いいんですけれども、しかし、安全に安心を加えて、大臣のおっしゃる意味で、結果的には多くの関係者に影響を与えているということは御存じなんですか。

○国務大臣（小宮山洋子君）

今、農作物作っていらっしゃる方ですとか、流通をさせていらっしゃる方がいろいろな御心配を持っていろいろな対応をされているということは十分に知っております。そういう意味で、先ほど申し上げた暫定基準値のところでも安全ではありますよと。今回、更に安心していただくために、現実の放射線量の低下などを踏まえて現実的な対応をしながら、より安心していただくための数字ですというようなことを、そういう放射線の健康影響ですとか新基準値の内容、また、地方自治体の検査体制とか検査結果、農業生産現場で放射性物質の低減のための取組を行っていることなどにつきまして、これは説明会をしたり、ホームページを使ったり、いろいろな周知の手段を取ってやっておりますして、この新しい基準値は、福島を始め日本の農畜産物に対する国内あるいは海外での信頼の確保、かえって風評を防ぐことにもつながると考えています。

○山田俊男君

乳幼児の基準は五十にしたということによって、結果的にはもうあらゆる農産物ないしは水産物等について五十を基準にしてずっと動き出しているんです。スーパーなんかみんなそうしています。だから、そこ

に物すごい負担が行っているということはお気付きなんでしょうね。

○国務大臣（小宮山洋子君）

それは、おっしゃるとおりのことがあることは承知をしております。

○山田俊男君

このことが、結果的には農林水産大臣、さらには文部科学大臣の皆さんに大きな影響を与えるんです。そのことについて両大臣にしっかり頼んでありますか。

○国務大臣（小宮山洋子君）

それは農水省、文科省と、いろいろ関係省庁と綿密に連絡を取り、連携を取った上で今回決定をさせていただいています。

○山田俊男君

徹底した検査体制、検査機器の準備、それから風評被害が起こったときの損害賠償の件、文科大臣、その点お願いします。

○国務大臣（平野博文君）

委員御指摘のように、検査体制の問題についてはよりシビアにしなきゃならないということと、もう一つは、基準を見直すことによって賠償の見直しもするのかと、こういうことではありますが、相当な因果関係があれば全て賠償の対象とすると、こういうふうに考えております。

○山田俊男君

その点しっかりお願いしたいというふうに思います。最後に、これは厚労大臣にまたお願いしたいんですが、中医協における診療報酬の扱い、初めて点数制をたばこの禁煙について入れられましたね。どういう思いですか。

○国務大臣（小宮山洋子君）

平成二十四年度の診療報酬改定では、これは日本医師会の禁煙に関する声明文、ここに医療機関等での全面禁煙の徹底等が盛り込まれていることですか、受動喫煙による健康への影響を勘案いたしまして、生活習慣病患者、小児、呼吸器疾患患者等に対する指導管理を行う保険医療機関は、屋内全面禁煙を原則とするように要件の見直しを行いました。

なお、屋内禁煙につきましては、緩和ケア病棟等、患者に直ちに禁煙を求めることが困難な場合には分煙で差し支えない等の配慮をさせていただいています。

○山田俊男君

大臣は、全ての事業所に全面禁煙若しくは分煙を求めるという形での労働安全衛生法の改正も、法律で初めて手付けられましたね、喫煙と関連して。そうですか。

○国務大臣（小宮山洋子君）

これは私が手を付けたというより、私がたまたま大臣になったときに労働政策審議会などで審議をしていたものが法案として提出する時期になったということはまず申し上げておきたいと思います。その上で、事業所の受動喫煙防止対策の取組は進みつつありますけれども、病院とか学校などの公共施設に比べますと、一般の事業所での受動喫煙防止対策の取組が遅れています。こうした背景から、労働安全衛生法の改正法案を提出をさせていただいています。この改正法案につきましては、いろいろな各方面への影響もあるというような御指摘もいただいておりますので、国会の場で是非御議論をいただきたいと思います。

○山田俊男君

大臣は、厚生労働省の部下が説明に来て、たばこのにおいがすると、においがするから帰れ、もう来るなどおっしゃっていると聞こえてくるんですが、そうですか。

○国務大臣（小宮山洋子君）

私は元々、前職が声を使う仕事をしていまして、喉が非常に弱いので、たばこの煙があるとせき込んだりとか、個人的に非常にたばこを苦手としておりますので、なるべく来るときにはたばこのにおいのしないので来て下さいということを行っているだけでございます。

○山田俊男君

これで終わりますが、大臣のその思い、分からぬわけでもないんですが、しかし一方で、そのことによってたばこの耕作農家、四〇%、増税も含めて廃作しているんですよ。それから、出てきたたばこの、昨年収穫したのもたばこにできないで、それを廃棄するんですよ。百ペクレ

ルにすることによって、たばこの煙にセシウムはありませんよ、しかし、ないんだけど、そのたばこの葉に付いた、百ベクレル以上のものについては全部廃棄ですよ。だから、大変困難なことをやっている。福島だけでじゃない、その周辺の宮城にしても、それから栃木にしても、山形にしても、茨城にしても、千葉にしても、みんなの多くの農家がこのことによって苦しんでいるということをあなたはちゃんと頭の中に入れて仕事しなきゃいかぬ、閣僚なんだから。以上、申し上げます。一言、お聞きします。

○委員長（石井一君）

それじゃ、時間が来ております。一言、締めくくってください。

○国務大臣（小宮山洋子君）

それは、たばこ農家のこともしっかりと配慮をしながら、関係省庁とも協議をして進めていきたいと思っております。

○山田俊男君

ありがとうございました。